

西宮市介護施設等物価高騰対策支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による介護サービス・支援の提供体制に対する影響を軽減し、日常生活に必要な介護サービスの提供を維持するために要する経費を支援するため、介護サービス事業所及び介護施設等に対して、予算の範囲内において支給する西宮市介護施設等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(給付金支給対象)

第2条 給付金の支給対象となる事業者は、市長が別に指定する期間に、物価高騰の影響を受けつつ、介護サービスを提供した介護サービス事業所等で、給付金申請時においても事業を継続する市内に所在する事業所を運営する法人等とする。

2 前項における介護サービス事業所等及び対応するサービス区分は別表1に定めるものとする。

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、1事業所あたり別表1に定める助成額のとおりとする。

2 前項において、複数の事業所が併設されている場合で、サービス区分が同一の事業所は1事業所とみなすものとする。

(支給申請及び請求)

第4条 この要綱に基づき給付金の支給を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、市長が別に指定する日までに、市長の指定する方法により申請及び請求を行うものとする。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の支給申請が行われた場合、関係書類を審査し適正と認めたときは、給付金の支給の決定（以下「支給決定」という。）をし、その旨を申請者あて西宮市介護施設等物価高騰対策支援給付金支給決定通知書により通知するものとする。

2 前項の場合において、給付金の支給が不適当と認めたときは、西宮市介護施設等物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、支給決定をする場合において、当該給付金の支給の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

4 市長は、予算の都合上等の必要がある時は、その内容を申請に係る事項について修正を加えて支給決定をすることができるものとする。

5 前項の規定により修正を加えて支給決定をするときは、市は、事業者が行う事業の遂行

を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（支給決定の取消）

第6条 市長は、前条の規定により支給決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により支給を受けたとき、又はその他市長が相当の理由があると認めるときは、当該支給決定を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項により支給決定を取り消す場合は、事業者に西宮市介護施設等物価高騰対策支援給付金支給決定取消通知書により通知するものとする。

（給付金の返還）

第7条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、その返還を命じることができるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表1

単位：千円、1事業所又は1定員当たり

1 サービス区分	2 介護サービス事業所等	3 助成額
地域包括支援センター	介護予防支援	120/事業所
居宅介護支援	居宅介護支援	120/事業所
訪問介護	訪問介護、予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービス	120/事業所
訪問入浴介護	訪問入浴介護	120/事業所
訪問看護	訪問看護	120/事業所
訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	120/事業所
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	120/事業所
通所介護（通常規模型）	通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービス	180/事業所
通所介護（大規模型Ⅰ）	通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービス	270/事業所
通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	180/事業所

短期入所生活介護	短期入所生活介護	120/事業所
短期入所療養介護	短期入所療養介護	120/事業所
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	福祉用具貸与、特定福祉用具販売	120/事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	120/事業所
夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護	120/事業所
認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	180/事業所
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	180/事業所
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	180/事業所
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	12/定員
地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12/定員
特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	12/定員
介護老人福祉施設	介護福祉施設サービス	12/定員
介護老人保健施設	介護保険施設サービス	12/定員
介護医療院	介護医療院サービス	12/定員

※ 介護サービス事業所について、各介護予防サービスを含む。

※ 障害福祉サービスの人員基準により共生型サービスの指定を受けた介護サービス事業所は対象外とする。